

PWSブッダセミナー

## 遺伝資源アクセスと利益配分に関する名古屋議定書 に研究者はどのように対応すればよいか？

日時：2019年7月29日（月） 13：30～16：00

会場：京都大学野生動物研究センター地下1階会議室

言語：日本語（Language: JAPANESE）

質疑応答の時間もあります。  
気軽にご参加ください！

森岡 一

MORIOKA Hajimu

京都大学野生動物研究センター 特任教授

2017年2月まで：

国立遺伝学研究所知的財産室ABS学術対策チーム チームリーダー担当



## PWSブッダセミナー

# 遺伝資源アクセスと利益配分に関する名古屋議定書に研究者はどのように対応すればよいか？

### 【前半】

- 生物多様性条約の基本原則
  - 主権的権利
  - 定義・範囲
- 提供国で遵守すべき制度
  - 提供国の法令に従う
  - 情報に基づく事前の同意 (PIC)を取得する
  - 相互に合意する条件 (MAT)を締結する
- 利用国で名古屋議定書を遵守する制度
  - 提供国の法令を遵守する
  - 相互に合意する条件 (MAT)を遵守し、実行する
  - 利益配分を行う
  - 監視を受ける

### 【後半】

- 定義、範囲について
  - 派生物
  - DNAデータ
  - 保存遺伝資源の新たな利用
- 提供国で遵守すべきこと
  - 許可制度：CBDとCITES
  - PICの課題
  - MATの課題
  - 利益配分の考え方
- 利用国で遵守すべきこと
  - 学会、保存所での遵守規定
  - 論文発表での出所開示

## PWSブッダセミナー

# 遺伝資源アクセスと利益配分に関する名古屋議定書 に研究者はどのように対応すればよいか？

### 【要旨】

#### 基礎編：

1993年に発効した生物多様性条約および2014年に発効したその名古屋議定書には遺伝資源のアクセスと利益配分に関する規定が定められており、遺伝資源を利用して研究活動を行う研究者はその規定を研究倫理として遵守することが求められている。生物多様性条約の基本原則は、加盟国が生物資源に対し主権的権利、すなわち自国の生物資源の開発を管轄する権利を持つことである。主権的権利に基づき、遺伝資源の提供国では様々なアクセスと利益配分に関する法制度を定めており、それらの国の遺伝資源を取得し利用する研究者は、提供国の法制度を遵守しなければならない。

提供国において、アクセスと利益配分法制度遵守の共通した必要要件は、①提供国の国内法令に従い、②情報に基づく事前の同意（PIC）を取得し、③相互に合意する条件

（MAT）を締結することである。2014年に発効した名古屋議定書によって、遺伝資源の利用者は、利用国において、①提供国の法令を遵守し、②提供国と交わした相互に合意する条件を遵守、実践し、③利用の成果について利益配分を行うことが必須になった。また、利用国政府は、利用者の遵守状況を監視する制度を設置する。利用国政府のみならず大学等学術機関、資金提供機関、学会、コレクションセンター、科学雑誌等が様々な遵守・監視制度を確立しつつある。

#### 応用編：

生物多様性条約およびその名古屋議定書の条文に具体性が乏しく、科学進歩に追いつかないため、条約の定義、適用範囲について様々な解釈がされるため、実践に混乱が生じている。「アクセス」の定義、範囲について国際合意がなく、提供国では取得から利用まで含める国内法令を定める傾向が強い。そのため、利用国に保存している提供国遺伝資源の新たな利用を適用範囲とする問題まで引き起こしている。また、デジタル遺伝子配列情報（DSI）を条約の範囲に入れるかどうか議論が続いている。提供国は、名古屋議定書を独自に解釈した国内法令を整備し、国内浸透を図っている。提供国において必須である情報に基づく事前の同意（PIC）の取得が、研究者になじみがないことと、提供国によってその解釈、取得方法が様々なため利用者は混乱している。また、相互に合意する条件（MAT）に対する考え方、特に利益配分方法について、利用者 と提供国側の間で公正で衡平な条件で行うのが困難な状況にある。また、研究者を支援する部門がABS関連契約書作成になじみがないこともアクセスと利益配分の実践を困難にしている。

利用者が利用国で遵守すべき制度は、欧州連合と日本政府の間で考え方が異なるため、欧州連合との共同研究等で混乱を招く恐れがある。米国の研究機関等は欧州連合の考え方を踏襲する傾向がある。そのため、米国を含む国際学会および欧米コレクションセンターは欧州連合規則に準じた制度を今後確立していくと考えられるので、国際的な活動をする日本の研究者は2つの基準に対応しなければならない。国際的な科学雑誌の投稿基準として、名古屋議定書遵守証明あるいは出所開示を求める傾向が高まると予想される。